

第203号

ふれあいネットワーク

# 社協さくら

編集・発行



社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会

発行人 長谷川 大美

〒285-0013 佐倉市海隣寺町87番地 社会福祉センター2F  
TEL 043-484-6197(代) FAX 043-486-2518  
URL <http://www.sakurashakyo.or.jp/>

社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会

下記QRコードから 社協フェイスブックへ



# コロナ禍だからこそ 地域の福祉は地域の力で

コロナ禍でのスタートとなった令和3年度。コロナは私たちの暮らしを大きく変えてしまいましたが、特に収入が減り生活が苦しくなった問題は深刻です。市社協では、国が実施する1世帯最大20万円まで借入できるコロナ特例緊急小口資金と1世帯最大180万円まで借入できるコロナ特例総合支援資金による支援申請窓口を、令和2年度から引き続き行っています。申請件数は2つの貸付制度合わせて1750件（令和3年6月15日現在）に上っています。コロナ特例貸付と同様に、支援を求められているのが、地域の皆様から食料品の寄附を募り必要な方へお渡しするフードバンクです。次の給与日まで食料が足りない。食料を買ってお金がない等で

フードバンクを利用した世帯は、令和2年度249件となりました。市社協では食料品が無くなってしまいそうな時にはFacebook等でご寄付を求めましたが、そのたびに多くの市民の方や団体企業の皆様からたくさん食料品のご寄付をいただきました。コロナ禍で困りごとをかかえる方への、地域の思いやりと支えあいの力を感しました。

## コロナ禍の地区社協活動

多くの住民の皆さまにご協力いただきながら続けている地区社協活動ですが、コロナ禍のこの一年半は、1000円喫茶、サロン活動、世代間交流事業といった、地域住民のみなさまの交流の機会が多くが中止となりました。

長引く自粛生活を体験した多くの方が、改めて住民同士のつながりや支えあいの大切さを実感されているのではないのでしょうか。



14地区社協

地区社協では、コロナ禍でも地域で支えあいながら繋がりを感ずることのできる活動へとシフトしています。これまでサロンや食事会に来てくださったいた方々へ手作り品を持って訪問したり、電話やハガキ等で状況を確認しました。また、子育て世代への取り組みとして親子サロンをごく少数で十分な感染対策を施しながら行うなど、知恵を絞ってつながりのある地域を意識して取り組んできました。志津南地区社協で



ワクチン接種のネット予約サポートの様子 (志津南地区社協)



“新・敬老事業”75歳以上の方の見守りを目的に個別訪問 (西志津地区社協)

は、新型コロナウイルススワクチン接種の予約が難しいと言う高齢者の声を聞き、6月7日～10日の期間、2つの会場でワクチン接種のネット予約サポートを行い、100名以上の方がお越しになり予約することができました。

また、地区社協の代表的な活動に、市内11の地区社協が取り組んでいる「支えあい活動」があります。電球交換、草取り、買い物、布団干し……など生活上のちょっとした困りごとに、同じ地域住民が手助けに伺いますが、コロナ禍ではなるべく人の接触を少なくするため、家の中の作業以外に限らせていただきながら、暮らしに必要な支援に絞って実施しています。

## 社協活動は 地域住民の皆様を支えられています

社協活動を推進するための主な財源は、補助金や委託費などの「公費財源」と、会費や共同募金などの「民間財源」です。中でも自治会・町内会・区などを通じて各世帯や個人の方々からお預かりする会費は、社協の最も重要な自主財源であり、様々な地域福祉活動を支えています。

地区社協と市社協は、これからも地域住民の皆様の声や困りごとに耳を傾け、住民の皆様とともに住みよいまちづくりに取り組みます。ご理解ご協力をお願いします。

- 一般会費 (年額一口) 500円……6割が地区社協へ
- 賛助会費 (年額一口) 1,000円……8割が地区社協へ
- 特別会費 (年額一口) 2,000円……9割が地区社協へ

## 自治会等の皆様

### 市社協が説明に伺います

- 社協や地区社協ってどんな活動をしているの？
- 会費って何？
- どうして会費が必要なの？

など、皆様にご協力をいただいている社協活動や会費について、社協の職員が説明に伺います。自治会総会、役員会など皆様のご都合で結構です。ご質問やご要望を遠慮なくご相談ください。

問合せ・企画経営室

TEL (484) 6197

FAX (486) 2518

Mail: [tsunagu@sakurashakyo.or.jp](mailto:tsunagu@sakurashakyo.or.jp)

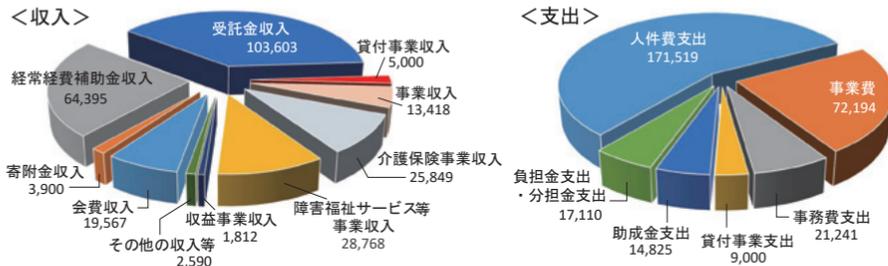
令和3年度予算概要(法人全体)

Table with columns: 勘定科目, 予算額, 主な内容. Includes sections for 事業活動による収支, 施設整備等による収支, and other activities.

【事業基本方針】SDGs(持続可能な開発目標)では、未来に向けて国際社会が達成すべき17の目標が掲げられ、その理念を『誰一人取り残さない』としています。社協の活動は『この市民の課題や困難も見逃さない』地域づくりであり、SDGsの理念は社協の活動精神そのものと言えます。価値観が多様化する現代では、従来の仕組みや制度だけでなく、既存の枠を超えて人と人とのつながり、支えあい助け合っていく行動と行動を起こせる環境が必要です。そうした行動の支援や環境創りが社協の役割です。今年度から「ともに歩むふくしプラン4(第6次佐倉市地域福祉活動計画)」がスタートし、目標達成に向けて各種の取り組みが展開されます。コロナ禍で地域福祉活動は停滞を余儀なくされましたが、直接顔を合わせな

【重点実施事項】1. ともに歩むふくしプラン4(第6次佐倉市地域福祉活動計画)推進と「地域福祉コーディネーター」の試行設置を通じて、「地域の課題を地域で解決できる地域づくり」を実現します。2. コロナ禍にあっても支えあい、気にかかけあい、つながり続けるために地域での見守り支援など、新しい地域福祉活動・社協活動を開発し、実践します。3. 法人後見事業のさらなる充実や、市民後見人、NPO法人との連携強化を通じて成年後見制度の利用を促進します。

令和3年度予算 事業活動収支(単位:千円)

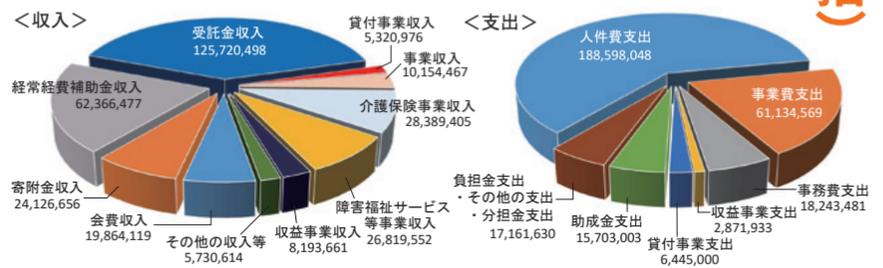


令和2年度決算概要(法人全体)

Table with columns: 勘定科目, 決算額, 主な内容. Includes sections for 事業活動による収支, 施設整備等による収支, and other activities.

令和2年度は、一年間を通じてコロナ禍のために社協が行う地域福祉の推進も影響を受け、各種事業で大きな見直しや新たな取り組みが必要となりました。地区社協やボランティア活動では、サロン活動や各種イベント、会議・研修等の中止が相次ぎ、従来の「顔の見える関係」を基調とした活動が停滞を余儀なくされました。しかし、先が見えない状況下でも、電話や手紙による見守りやリモート会議など、集まらなくてもつながり続ける活動が随所で実践されました。「コロナ禍だからこそ」という発想の転換が新たなステージへの道標となりつつあります。コロナ禍の「新しい日常」は、様々な苦難や停滞を生み出しますが、同時に新たな挑戦や改革に着手し、前進するチャンスであると捉えています。この一年間で学び、考え、実践してきたことを、しっかりと今後の社協活動に、そして地域福祉の未来につなげて行きたいと思っています。

令和2年度決算 事業活動収支(単位:円)



Advertisement for Nohana Bus Co., Ltd. featuring a bus image and contact information: 043-483-3320.

Advertisement for Teoh Printing Co., Ltd. with logo and contact info: 043-484-0321.

Advertisement for Lake Pia Usui with logo and contact info: 043-461-1871.

Advertisement for recruitment by Sakurashakyō, including contact info: 484-6197.



成年後見制度 きほんのき 第10回

Q. こんな「困りごと」、成年後見制度で解決できる??

Aさんの場合

60代で一人暮らし。頼れるような子供や親戚はいないけど、病気もないし仕事も順調。

今は大きな問題じゃないけど、これから年をとっていくことを考えると不安だ…  
元気なうちに用意できることはある?

Bさんの場合

母親が一人暮らしをしている。認知症になって、お金や通帳をしばしば無くしてしまう…

Cさんの場合

重い障がいをもつ子供がいるが、自分ももう高齢…  
自分がいなくなった後を誰に話したらいいだろう…

A. 2種類の成年後見制度がサポートします!

任意後見制度

判断能力が十分なうちに、「誰に」「何を」「どんなふう」に手助けしてもらうかを決めておく制度です。利用するには、任意後見人になってくれる人と「公正証書」で「契約」を交わします。  
判断能力が低下したら家庭裁判所に申立てがされて、後見人の仕事がスタートします。どんな暮らしをしたいか、どんな最期をむかえたいか、報酬をどのくらいにするかなど、任意後見人になってくれる人と十分に話し合い契約内容に盛り込むことで、よりあなたらしい生活の支援を受けることができます。

法定後見制度

すでに判断能力が低下して、困りごとが生じている人の生活を法的に手助けする支援者「成年後見人等」を選ぶ制度です。本人や家族などが家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が成年後見人等を選びます。  
成年後見人等の主な仕事は、「財産管理」と「身上保護（福祉サービスの契約など）」です。  
家庭裁判所の見守りの中で、あなた（家族）の安心・安全が守られます。

次号につづく……

移動サービス サポーター募集

バスや電車、タクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者や、障がいのある方を対象に、外出の支援を行う活動です。研修終了後サポーターとしてご協力いただきます。研修会では、移動サービスの基礎講義や介助、運転の実技について学び、2日間の研修すべてを修了した方には、特定非営利活動法人全国移動ネットワークの修了証をお渡しします。

【募集要項】  
【講習日時】令和3年7月31日(土)・8月1日(日) 午前9時～午後5時  
\*2日間の受講が必要です。  
\*新型コロナウイルス感染症予防対策のため、受講前1週間の検温にご協力いただきます。当日も消毒、マスクの着用等感染予防対策を充分に行います。  
\*新型コロナウイルス感染症拡大の状況



によってやむなく延期する場合があります。

【会場】佐倉市社会福祉センター内

【講習内容】障がいの知識、利用者理解、介助実技、福祉車両の取扱い、関係法令等の講義

【受講の条件】①本研修修了後、週1回程度の移動サービス活動が可能なる方

②普通第1種免許または第2種免許を有する、運転歴10年以上の方

③申請前3年間運転免許停止処分を受けていない方

④満68歳未満の方(令和3年7月1日時点)

【定員】20名  
【締切り】7月14日(水)  
【受講料】無料  
ただしテキスト代1,500円は自己負担  
【申込み、問合せ】移動サービス 担当 杉山

TEL(484)6033  
(午前8時30分～午後5時15分)  
E-mail: machicom@sakurashakyo.or.jp

「地域福祉コーディネーター」モデル事業がスタートしました!

「ともに歩むふくしプラン4」の推進と、これからの地域福祉推進に向けて、令和3年度から新たな事業として、モデル圏域を定めて佐倉市社協の職員が「地域福祉コーディネーター」となり、圏域の地域課題、地域づくりに取り組んでいきます。  
令和3年度からの3年間は志津南部圏域(志津南地区社協・西志津地区社協エリア)をモデル圏域として活動します。

【地域福祉コーディネーターってなにをする人??】

地域福祉コーディネーターは、年齢や性別、国籍等を問わず、生きづらさや制度のはざま課題を抱える方を支援し、地域の課題を地域で解決できる地域づくりのための取り組みを行います。  
「地域支援」「個別支援」「課題の共有と参加支援」を通じて、住民同士で解決できない困りごとをキャッチし、気づきを地域にフィードバックし、新たな取り組みへの伴走支援をします。  
地域共生社会の実現に向け、住民、団体、施設・学校、企業、行政等が連携し、地域づくりに取り組むためのつなぎ役として活動します。

地域福祉コーディネーターの細谷聡美です。志津南部圏域でこれから3年間活動します。コロナ禍で様々な制限がありますが、皆さまとお会いしたり、色んな方法でコミュニケーションをとりながら、コロナ禍だからこそ必要とされる地域づくりに、皆さまと一緒に考え、取り組んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



NPO法人木ようの家は、「障がいのある人もない人も共に学び、働き、暮らす」ユニバーサル社会の実現を目指しています。1994年から毎週木曜日に、大蛇町の民家を拠点に障がい者、高齢者、不登校の児童など多世代交流のフリースペースとして活動していました。名前の由来はここから来ています。  
2011年に京成佐倉駅から徒歩3分の栄町に移転しました。地域交流の場としてリサイクルショップやギャラリーを開設し、サマーカーンイベント、ふれあいコンサート等、イベントを通じて地域の方々と確かな関係を築いてきました。  
2006年に始めた「地域活動支援センター事業」では、重い障がいがあっても「外で働く」を目標に、法人独自のジョブコーチを配置し、職場での就労継続支援を行っています。

しかし、コロナ禍のため、リサイクルショップは閉店。現在は、感染対策を徹底しながら障がいをもつメンバーの日常生活が充実するよう、就労支援、絵画等の創作・音楽教室・手話ダンス等身体活動の支援を中心に事業を行っています。  
コロナ禍でのソーシャルディスタンスは「地域と共に」の理念を根底から覆す考え方は、しかし、ポストコロナを見据え、離れていても心が通い合う取り組みを模索しています。  
2021年からセンター長や事務体制も若いスタッフにバトンタッチされ、今後はSNSやオンラインを活用した新たな支援方法や地域交流の在り方も検討していきます。

これからの木ようの家へのご支援ご協力をよろしくお願ひ致します。  
連絡先 TEL 285-0014  
佐倉市栄町7-15  
TEL(486)7686  
特定非営利活動法人木ようの家 事務局 工藤啓子

障がい者団体等連絡会 木ようの家

暮らしでつながる 地域でつながる ケーブルテレビ

**ケーブルネット296**

CABLE NET 296

0120-533-296

(本社) 〒285-0858 千葉県佐倉市ユーカリが丘4-1-1 スカイプラザサウスタワー2階

特定非営利活動法人

**みのり福祉会**

TEL: 043-462-6424

障がいのある方の仕事と暮らしを応援します

働く意欲のあるあなた! シルバークラウドをませんか!

**募集要項**

佐倉市シルバー人材センター  
佐倉市錦木町198番地2 レインボープラザ佐倉2F  
お問合せ電話 043-486-5482

サービス付き高齢者向け住宅

Solcias **ソルシアス佐倉**

すべての人に希望あふれる明日を

- 京成佐倉駅から徒歩4分
- 24時間介護スタッフ常駐
- お元気な方も介護が必要な方もご入居できます

0120-83-7070

ご自身の目でお確かめ下さい  
ご見学承ります

自動車・火災・傷害・生命保険

保険のことなら

**WELL保険サービス**

0120-581-905

佐倉市宮ノ台2-8-14  
FAX 043-461-6801

令和4年度

菊地久治勉学奨励金

奨学生募集

菊地久治勉学奨励金は、佐倉市に在住する菊地久治氏のご子息の意志により創設された奨学基金です。

佐倉市内在住のひとり親家庭で、かつ低所得世帯に属する意欲と能力のある学生に、最短修了年限までの期間で年間150万円を限度に学費の援助として奨学金を支給します。

経済的な支援だけでなく、研修やボランティア活動を通して、人と人とのつながりの中で地域社会を支える人材の育成も目的としています。

■応募期間...7月1日(木)～8月10日(火)
■応募方法...必要書類を申請者本人が窓口にて提出。※郵送不可

■募集人数...若干名
■選考方法...書類選考及び面接
■対象者...①令和4年度に日本の大学に入学を予定している方。②日本の大学に在学している満23歳未満の方。

※その他、奨学生対象となるにはいくつかの条件・制限がありますので、個別にお問い合わせください。
※募集書類等は、佐倉市社協HPよりダウンロード、もしくは佐倉市社協事務局にて配布しております。

【問合せ・申し込み】
地域共生推進班 TEL(484)6033

福祉総合相談所

●心配ごと相談(民生・児童委員)

※日常の困りごと・悩みごとの相談
10:00～15:00
毎週月曜日 TEL(484)6199
社会福祉センター2階
第1・第3水曜日 TEL(463)4433
西部地域福祉センター2階
第2・第4金曜日 TEL(483)7211
南部地域福祉センター1階

●法律相談(弁護士)

※財産・離婚・人権・事故など法律に関する相談
第4月曜日 10:00～15:00
社会福祉センター2階
毎月1日から事前予約(電話可)
地域共生推進班 TEL(484)6033

●介護生活相談

※高齢者や障がい者の在宅介護に関する相談
平日 8:30～17:00
介護支援班 TEL(484)6196

●貸付相談

※一時的に生活が困難な方への貸付相談
平日 8:30～17:00
福祉資金貸付担当 TEL(484)6200

●ボランティア相談

※ボランティアに関する依頼、募集、参加、保険などの相談
佐倉市ボランティアセンター
TEL(484)6198
西部地域福祉センター TEL(463)4167
南部地域福祉センター TEL(483)2811

●成年後見に関する専門相談

※判断能力が不十分な方の援助や財産管理に関する相談
第1水曜日 9:30～15:30
権利擁護班 TEL(484)0698

西部地域福祉センターの相談事業

●知的障がい児・者支援相談

毎月第2金曜日 10:00～15:00
事前申込不要
西部地域福祉センター
TEL(463)4167

日常生活自立支援事業
生活支援員 随時募集

自分のちよつとした時間を、同じ地域に住む誰かのために役立てたいと思ったことはありませんか?
そんな想いをお持ちの方を求めています。

●日常生活自立支援事業とは...

高齢や障害により、お一人で銀行に行き引き出しを行うことが難しくなったり、光熱費や福祉サービスなどの支払いを忘れてしまったり、計画的なお金の管理が難しい方などに対して定期的な訪問により日常的な金銭管理をお手伝いすることで、その方が住み慣れた地域で生活していくことができるよう支援を行う事業です。成年後見(3面参照)とは違い、本人との契約に基づいて支援を行ないます。

●生活支援員とは...

専門員(社協職員)の作成した支援計画に基づいて、定期的に自宅を訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払い代行を行う支援員です。

●応募資格

次の条件を満たす方
・佐倉市在住の方
・20歳以上の方(概ね70歳未満)
・ボランティア活動や福祉に関心を持ち、生活支援員として佐倉市社会福祉協議会と協力して取り組んでいただける方(※現在、民生・児童委員やホームヘルパーとして活動している方は除きます)
・生活支援員養成研修(半日)を受講できる方
その他

・活動日数...応相談
・活動時間...1回の活動時間は1時間程度(移動時間含まず)
・賃金...1時間あたり1,000円の賃金と交通費を支給
【問合せ】権利擁護班 TEL(484)0698

寄附者ご芳名(敬称略)

(令和3年2月1日～令和3年5月31日)

Table with 2 columns: 寄附者氏名・団体, 金額(円). Includes entries like やまぶき (26,864), 全国友の会佐倉支部 (10,000), etc.

ありがとうございます。福祉事業に活用させていただきます。
なお、当法人への寄付は、寄附金控除または税額控除など税制上の優遇があります。
当会HPにてご確認ください。

ふうりっぷが、ラインスタンプになりました!
佐倉市社会福祉協議会公式マスコット
Includes QR codes and URL information for the stickers.

善意銀行預託・払出し

令和3年2月1日～令和3年5月31日 敬称略

- List of donation items and amounts: 佐倉市高齢者クラブ連合会 (6件), 佐倉支部宮小路会 (5件), 佐倉中央ロータリークラブ (43枚), etc.

編集後記

SDGs(持続可能な開発目標)と社会福祉協議会の目指す先は共通する部分が多いですね。
ふうりっぷのつばやき
誰一人取り残さないまちを築いていかなきゃ。
そういえば、ふうりっぷ自販機が市民体育館にも入ったよ。

善意銀行では、食品、介護用品、日用品などを預かりし、佐倉市内の経済的に困難を抱えている方や、被災した世帯への支援に活用させていただきます。
【現在受け取れないもの】
・古着
・大型介護用品